

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的な休業、教育訓練または出向等を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に支給される助成金です。

今般の新型コロナウイルス感染症への対策のため、下記の赤字箇所が特例措置として設けられました。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用保険の適用事業所の事業主

(休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用されます)

- 【1】事業活動を示す指標が次のいずれにも該当すること
- ①売上高または生産量等の**最近1カ月間**の月平均値が、前年同期と比べて、10%以上減少していること
 - ②最近3カ月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べて、最近3カ月の雇用指標が**対前年比で増加していても助成対象**とする
- 【2】一定の条件を満たし、かつ休業等計画届を公共職業安定所に届け出(※1)て、休業および教育訓練(以下「休業等」という)または出向を行い、休業手当もしくは賃金を支払い、または出向元事業主が出向労働者の賃金の一部を負担したこと(※1) **令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとする**
- 【3】過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主について
- ①前回の支給対象期間の満了日から**1年を経過していなくても助成対象**とし、
 - ②**過去の支給日数にかかわらず**、今回の特例の対象となった休業等の**支給限度日数までの受給を可能**とする(支給限度日数から過去の支給日数を差し引きません)
- 【その他の特例措置】
- ・新規学卒者など、**雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6ヶ月未満の労働者**についても助成対象とします
 - ・**事業所設置後1年未満の事業主**についても助成対象とします

【該当する事例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合 など

さらに、**緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域**については、上記に加え、**生産指標要件を満たしているものとみなし、労働者の正規・非正規を問わず対象**としたうえで、**助成率を引き上げる予定です**。【大企業：1/2 ⇒ 2/3】 【中小企業：2/3 ⇒ 4/5】

受給内容

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率)※	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日(3年間で150日)	

※ 対象労働者1人1日当たり**8,330円**が上限です。(令和2年3月1日現在)

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所